

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年7月18日(2019.7.18)

【公開番号】特開2017-143930(P2017-143930A)

【公開日】平成29年8月24日(2017.8.24)

【年通号数】公開・登録公報2017-032

【出願番号】特願2016-26479(P2016-26479)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】令和1年6月12日(2019.6.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技を行うことが可能な遊技機であって、演出手段を用いた演出の実行を制御する演出制御手段と、前記演出手段との間でシリアル通信を行う通信手段と、前記演出制御手段と前記通信手段との間のデータの転送を制御する転送制御手段と、を備え、前記演出制御手段が前記転送制御手段と通信した後、前記通信手段によるシリアル通信を行う前に、前記通信手段におけるシリアル通信に関する記憶内容をリセットし、

前記通信手段は、前記演出手段に含まれる複数の可動部材を動作させる駆動手段に対して、シリアル通信により動作指令を送信する、

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

(1) 上記目的を達成するため、本願の請求項に係る遊技機は、遊技を行うことが可能な遊技機(例えばパチンコ遊技機1など)であって、演出手段(例えば可動部材51～54および発光体ユニット71～74など)を用いた演出の実行を制御する演出制御手段(例えば演出制御用マイクロコンピュータ120のCPU130など)と、前記演出手段との間でシリアル通信を行う通信手段(例えばシリアル通信回路137、シリアル信号中継装置161など)と、前記演出制御手段と前記通信手段との間のデータの転送を制御する転送制御手段(例えばDMAコントローラ134など)と、を備え、前記演出制御手段が前記転送制御手段と通信した後、前記通信手段によるシリアル通信を行う前に、前記通信手段におけるシリアル通信に関する記憶内容をリセットし(例えば図24のステップS193を参照)、前記通信手段は、前記演出手段に含まれる複数の可動部材を動作させる駆動手段(例えば動作用モータ60A～60Cなど)に対して、シリアル通信により動作指令を送信する。

このような構成によれば、通信の不具合を防止できる。